

令和５年度における温室効果ガス等の排出の
削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和 6 年 5 月 2 1 日
日本私立学校振興・共済事業団

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

１．令和５年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成３１年２月８日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するよう努めた。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている（１）電気の供給を受ける契約、（２）自動車の購入及び賃貸借に係る契約、（３）船舶の調達に係る契約、（４）省エネルギー改修事業（ＥＳＣＯ事業）に係る契約、（５）建築物の設計に係る契約、（６）建築物の維持管理に関する契約、（７）産業廃棄物の処理にかかる契約のうち、（１）について環境配慮契約を実施したが、不調・不落であった。

（１）電気の供給を受ける契約

令和５年度における契約のうち、環境配慮契約を実施した結果、不調・不落であったのは１０件であり、予定使用電力量は２４，３６５，８７８ｋＷｈであった。